

# 宅地建物取引士証の（ 亡失 滅失 ）に係る理由書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

届 出 者  
氏 名

生年月日

登録番号

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1 亡失又は滅失に至った経緯（理由）を具体的に記載してください

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

2 届出者が宅地建物取引士証の交付を受けるまでは、宅地建物取引業法で定める「重要事項の説明等」を行うことができません。 ※宅地建物取引業法第35条第4項  
上記に違反すると、その従事先である「宅地建物取引業者が行政処分の対象」となります。

3 盗難の可能性がある場合は、所轄の警察署へ紛失届を提出しなければ再交付申請を受理できないことがあります。警察署からの受付証明等があれば貼り付けてください。

上記のとおり相違ございません。

宅地建物取引士証の（亡失 滅失）に係る理由書

記載例

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

届 出 者  
氏 名

生年月日

登録番号

：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 1 亡失又は滅失に至った経緯（理由）を具体的に記載してください

〇月△～□日の間（いつ）、通勤途中の大分駅から職場までの間（どこで）

自転車で通勤中に財布ごと落とした（どのようにして）と思われます。

紛失を確認した〇月□日に××警察署に紛失届を提出しました（その後の対応）。

今後はこのようなことのないよう十分注意します（今後について）。

「いつ、どこで、どのようにして、その後の対応、今後について」を簡潔に記載願います。

※滅失についても、上記「亡失」と同様に記載願います。

- 2 届出者が宅地建物取引士証の交付を受けるまでは、宅地建物取引業法で定める「重要事項の説明等」を行うことができません。 ※宅地建物取引業法第35条第4項  
上記に違反すると、その従事先である「宅地建物取引業者が行政処分の対象」となります。

- 3 盗難の可能性がある場合は、所轄の警察署へ紛失届を提出しなければ再交付申請を受理できないことがあります。警察署からの受付証明等があれば貼り付けてください。

上記のとおり相違ございません。